

令和2年4月21日

高松市長 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会長 阿部 晶子

### 行政文書の一部公開決定に関する審査請求について（答申）

令和元年11月28日付け高契第117号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

#### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった行政文書のうち、次の部分を開示すべきである。

「設計書 福岡林線舗装工事」と題する文書のうち次の部分

ア 15号代価表「特大品割増」欄及び「運搬費（調整金）」欄

イ 代価表中「施工パッケージ計算根拠式」欄（公表又は公開された情報が用いられている箇所に限る）

ウ 経費一覧表中「補正内容」欄、「経费率」欄（「契約保証」欄に限る）及び「計算式内容」欄（公表又は公開された情報が用いられている箇所に限る）

#### 2 公開請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人が、高松市情報公開条例（平成12年条例第39号。以下「条例」という。）に基づき実施機関に公開請求した行政文書の内容及び審査請求の経過は、次のとおりである。

##### （1）公開請求に係る行政文書の内容

平成30年度 補助事業 福岡林線舗装工事 金入り設計書

（工事概要、工事費内訳書、単価表、1次施工単価表、2次施工単価表）

##### （2）経過

令和 元年 6月17日 : 請求人からの行政文書公開請求書を受付

令和 元年 7月 1日 : 一部公開を決定

令和 元年 8月20日 : 請求人からの審査請求書を受付

令和 元年10月25日 : 審査請求人に対して弁明書を送付

### 3 審査請求の理由

公開しない理由として「同種の事務事業の公正又は適正な執行を妨げる」とあるが、高松市が採用している関連機関の積算根拠としている「香川県土木工事積算基準書」は既に公表されている。

また、同じく「単価の基準資料」についても、「香川県土木工事設計材料単価表」を基にしており、その物価単価についても、落札者決定から3か月経過後の公開を認めている。

これらこのことにより、公開しない理由にはあたらない。したがって、条例第7条の柱書に違反し、同条第5号イに該当しないので、一部公開決定処分された部分の公開を求める。

### 4 実施機関が一部公開とした理由

#### (1) 「同種の事務事業の公正又は適正な執行を妨げる」について

各工種を構成する細別の単価及びさらに細別を構成する代価表は、香川県発行の「土木工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）に基づき積算している。積算基準に基づき算出された部分については、高松市において公表している。積算基準は香川県土木監理課においても公表されており、積算基準に定められていない工種については、設計図書等の一部である特記仕様書において、当該工事で求める性能や規格を明記しており、積算は可能である。

しかしながら、代価表における諸雑費率、本工事費内訳書における諸経費率が含まれる箇所については、財団法人建設物価調査会及び財団法人経済調査会の発行する図書中に一定の基準は公表されているものの、本市独自の基準を適用し算出しており、また、当該箇所については、入札参加業者が独自の技術的ノウハウに基づき算出できるものである。これらを公開することにより、将来行われる同種工事の設計金額が推測され得ることになり、落札額の高止まりを招き、ひいては、本市が業者と対等な契約当事者として、本来享受し得る経済的利益を不当に失わせる結果となる。

また、一部非公開としている諸雑費率又は諸経費率が含まれない箇所があるが、これらについても同様に、同種の工事における設計単価等が、高い精度で類推されることにより、適切な積算努力なしに入札する事業者が増加し、業者間の競争性を阻害し、その結果、落

札するために無理な工事の経費削減をせざるを得ない業者も出現すると考えられ、ひいては、本市が取得する財産の品質確保が困難となり、財産上の利益を不当に失う事態を招くことが想定される。

そのため、今後、類似案件の入札の公正かつ適正な執行を妨げるおそれがあることから、条例第7条第5号イに該当するとして、非公開としている。

(2) 「単価の基準資料」について

基準資料は、いずれも関連機関から適用し、関連文書から引用している場合は、その平均値を用いている。いずれの単価についても、令和元年7月1日付け行政文書公開決定（高契第42号）において公開している。

## 5 審査会の判断

(1) 対象文書の内容及び非公開理由について

ア 令和元年7月1日付け行政文書公開決定（高契第42号）により、審査請求人に対して公開された行政文書（以下「対象文書」という。）は、実施機関が発注した市道舗装工事に係る金入り設計書である。

対象文書は、「設計金額、工事価格及び消費税等相当額」、「数量、単価、金額及び計算根拠式並びに経費一覧表における経费率、補正内容、計算式内容等」が記載された部分について、「いずれも公にされている又は公にすることが予定されている情報」を除き、非公開とされた。

本件審査請求は、当該非公開決定について不服を申し立てるものである。

イ 審査請求人が主張するように、実施機関は、その保有する行政文書について情報公開請求がなされた場合、原則として、公開しなければならない（条例第7条柱書）。

もつとも、同条各号に示された要件を充たす場合、非公開とすることが認められる。契約事務に関しては、実施機関又は他の地方公共団体の「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある場合が、それに当たる（同条第5号イ）。

すなわち、対象文書においても、当該要件を充たす箇所については、例外的に、非公開とすることが認められる。

当審査会は、対象文書に係る非公開部分について、当該要件を充足するか否かを検討した。

(2) 当審査会の調査により判明した事実

検討に当たり、当審査会は、実施機関に対して、対象文書の非公開部分を公開した行政文書を提示させ、事実を陳述させた。

その結果、次の事実が判明した。

#### ア 対象文書の構成

対象文書は、表紙、設計概要書、本工事費内訳書、内訳書、代価表及び経費一覧表から構成されている。

#### イ 公開された箇所について

対象文書において公開されている箇所は、審査請求人の主張に係る香川県発行の「実施設計積算単価」及び「土木工事標準積算基準書」、(一財)建設物価調査会発行の「月刊建設物価」及び「季刊土木コスト情報」並びに(一財)経済調査会発行の「月刊積算資料」及び「季刊土木施工単価」に依拠したものである。

対象文書中の公開部分を例に取れば、次の箇所である。香川県発行の「実施設計積算単価」については、4号内訳書並びに1号、3号から5号、6号(Z2欄を除く)、7号(Z2欄を除く)、9号から14号(いずれも「軽油1・2号パトロール給油」欄に限る)、15号から18号及び20号代価表に係る「積算地区単価」欄及び「単価」欄において、同書の単価に基づき金額が算出されている。その他、(一財)建設物価調査会及び(一財)経済調査会から市販されている材料単価については、6号及び7号(いずれもZ2欄に限る)、9号から14号(いずれも「軽油1・2号パトロール給油」欄を除く)並びに19号代価表において、同書の単価に基づき金額が算出されている。香川県発行の「土木工事積算標準基準書」については、代価表における「名称・規格」に係る記載が、同書に基づき表示されている。

#### ウ 非公開部分について

対象文書中の非公開部分は、①香川県が非公開とする基準を用いている箇所、②実施機関が独自に見積徴取を行い積算した箇所、③実施機関が独自に端数処理等の計算処理をしている箇所、④設計金額が直接的に明らかになる箇所及び⑤その他の箇所に大きく分類される。

対象文書を例に取れば、上記①から⑤に係る箇所は、次の非公開部分である。①の箇所は、1号内訳書3行目及び7行目、5号内訳書、2号代価表である(本工事費内訳書及び内訳書の「摘要」欄で紐付く黒塗り部分並びに経費一覧表「処分費等」欄の黒塗り部分も同じ)。②の箇所は、6号及び7号代価表「アスファルト混合物」の「積算地区単

価」欄、16号及び17号代価表である。③の箇所は、8号代価表、9号から14号代価表、15号代価表（「特大品割増」欄及び「運搬費（調整金）」欄を除く）、20号代価表及び各代価表「施工パッケージ計算根拠式」欄（末尾の値及び上記①から④の情報が記載された部分に限る）である（本工事費内訳書及び内訳書の「摘要」欄で紐付く黒塗り部分及び経費一覧表「運搬費」欄の黒塗り部分も同じ）。④の箇所は、設計書表紙、本工事費内訳書「直接工事費」以下の「単価」及び「金額」欄（「処分費等」及び「運搬費」欄を除く）並びに経費一覧表「経费率」欄（「契約保証」欄を除く）、「集計表金額」欄（「直接工事費」欄に限る）、「金額」欄及び「計算式内容」欄（上記①から④の情報が記載された部分に限る）である。⑤その他の箇所は、15号代価表「特大品割増」欄及び「運搬費（調整金）」欄、代価表「施工パッケージ計算根拠式」欄（末尾の値及び上記①から④の情報が記載された部分を除く）並びに経費一覧表「補正内容」欄黒塗り部分、経费率欄（「契約保証」欄に限る）及び「計算式内容」欄（上記①から④の情報が記載された部分を除く）である。

### （3） 調査に基づく判断

以上の調査結果に基づき、当審査会は、次のとおり判断する。

#### ア 対象文書において非公開とする理由がある箇所

実施機関は、非公開部分を公開することにより、将来行われる同種工事の設計金額が推測され、落札額の高止まりを招き、また、事業者と対等な契約当事者として、本来享受しうる経済的利益を不当に失わせる旨を主張する。

この点について検討すると、対象文書における上記①、②、③又は④が記載された箇所が公開されれば、事業者は、対象文書に係る設計金額及び将来における同種工事の設計金額を推測することが容易になり、より高い金額で入札することが可能になる。その結果、落札額の高止まりが生じるため、実施機関は、当該部分を公開しなければより低い支出で済んだ契約について、当該部分を公開することにより、契約当事者として享受すべき利益を失うに至る。したがって、実施機関の主張は理由のあるものである。

さらに進んで検討すれば、このような事態により、本来であれば、事業者の経営状況等に照らして適切に行われるべき積算が行われないことにも繋がる。過去の同種工事に係る情報から推測された設計金額が、事業者にとって、健全な工事実施が可能な価格であるとは限らない。適切な積算を行わなかった事業者が落札した場合、経費を削減するために、安全対策や品質確保の不十分な工事が行われる可能性もある。そうなれば、実

実施機関は、本来であれば当該工事により得られるはずであった品質の財産を取得することが困難になる。この点でも、上記①、②、③又は④に係る非公開部分を公開することによって、実施機関に、経済的な不利益が生じるおそれがある。

なお、上記①に係る情報が記載された部分について公開された場合には、上述した事態が香川県においても発生する可能性があり、実施機関だけではなく、香川県の財産上の利益又は契約当事者としての地位を不当に害するおそれが生じる。

以上より、対象文書における上記①、②、③又は④に係る情報が記載された箇所については、これを公開することにより、実施機関又は香川県に対して、工事発注者としての地位及び工事により本来享受すべき財産上の利益を不当に失わせるおそれを生じさせることになるため、条例第7条第5号イに基づき非公開とすることが認められる。

#### イ 対象文書において非公開とする理由がない箇所

実施機関は、上記①、②、③又は④に該当しない箇所、すなわち上記⑤に係る箇所についても、事業者と対等な契約当事者として、本来享受しうる経済的利益を不当に失わせる旨を主張する。

しかしながら、それぞれ、次の理由により公開すべきである。

(ア) 15号代価表「特大品割増」欄及び「運搬費(調整金)」欄については、香川県発行の「土木工事標準積算基準書」において既に公表されたものであるため、上記実施機関の主張は当たらない。

(イ) 代価表中「施工パッケージ計算根拠式」欄の計算式自体は、国のホームページにおいて公表されている。また、数値についても、対象文書において公開されたものが一部含まれている。これらの情報については、いずれも公表又は公開されたものであるため、上記実施機関の主張は当たらない。

したがって、代価表中「施工パッケージ計算根拠式」欄において、公表又は公開された情報が用いられている箇所については、公開すべきである。

なお、当該欄において、代価表において非公開とされている数値が明らかになる箇所及び実施機関が独自の端数処理を行い算出している箇所については、公表又は公開された情報が用いられているものではないため、上記①、②、③又は④に該当するものとして、非公開とすべきである。

(ウ) 経費一覧表中「補正内容」欄については、香川県発行の「土木工事標準積算基準書」において既に公表されたものであるため、上記実施機関の主張は当たらない。

(エ) 経費一覧表中「経费率」欄（「契約保証」欄に限る）については、香川県発行の「土木工事標準積算基準書」において既に公表されたものであるため、上記実施機関の主張は当たらない。

(オ) 経費一覧表中「計算式内容」欄中、「土木工事標準積算基準書」において既に公表されている箇所については、上記実施機関の主張は当たらない。

## 6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 1 月 2 8 日	諮問書受理
令和 2 年 2 月 6 日	争点の審査
令和 2 年 4 月 2 1 日	答申